

奥州市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月17日

奥州市監査委員 及 川 新 太
奥州市監査委員 松 本 富二朗
奥州市監査委員 佐 藤 邦 夫

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 平成27年1月19日から21日まで

本監査 平成27年1月22日

(2) 監査の対象とした部課等名

総務企画部

政策企画課、総務課、まちづくり推進課、行財政改革推進室、国体推進室、水沢総合支所事務局及び各総合支所の総務企画課（各地区センターを含む）

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成26年度（平成26年4月1日から平成26年11月30日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成25年度分についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

| 部課等（機関）名 | 監査の結果 |
|-----------|---------------------------------|
| 政策企画課 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 総務課 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| まちづくり推進課 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 行財政改革推進室 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 国体推進室 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 水沢総合支所事務局 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |

| | |
|-------------|---------------------------------|
| 江刺総合支所総務企画課 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 前沢総合支所総務企画課 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 胆沢総合支所総務企画課 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |
| 衣川総合支所総務企画課 | 財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。 |

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。